

ASAHI ネット WiMAX 2+コース特約 新旧対照表 2020年3月31日改正

改正後	備考	改正前
<p>第1条第2項</p> <p>本サービスについて、本特約に規定のない事項は、ASAHI ネット個人会員規約または ASAHI ネット法人会員規約(以下併せて「会員規約」といいます)その他の規約および当社がウェブページ等にて別途提示する事項が準用されます。</p>	<p>(変更)</p>	<p>第1条第2項</p> <p>本サービスについて、本規約に規定のない事項は、ASAHI ネット個人会員規約または ASAHI ネット法人会員規約(以下併せて「会員規約」といいます)その他の規約および当社がウェブページ等にて別途提示する事項が準用されます。</p>
<p>第1条第4項</p> <p>当社は、本特約を変更する場合があります。この場合、<u>変更後</u>の本特約の内容を提示し、<u>改正年月日</u>を付記します。</p>	<p>(変更) (変更) (削除)</p>	<p>第1条第4項</p> <p>当社は、<u>会員に予告なく本特約の条項の変更・追加・削除</u>をする場合があります。この場合、<u>当社は改訂年月日</u>を付記します。<u>本特約が変更された後の本サービスの利用に係る料金その他の提供条件は、変更後の本特約に従うものとします。</u></p>
<p>第3条第1項</p> <p>本サービスへの申し込みは、本サービスの利用契約に付随する当社からデータ通信機器等を購入する契約(以下「機器売買契約」といいます)への申し込みを含むものとみなされます。</p>	<p>(削除)</p>	<p>第3条第1項</p> <p>本サービスへの申し込みは、本サービスの利用契約に付随する当社からデータ通信機器等の譲渡を受けるを購入する契約(以下「機器売買契約」といいます)への申し込みを含むものとみなされます。</p>
<p>第7条第2項</p> <p>個人会員は、前項により機器売買契約が解除された場合、当社が引き渡したデータ通信機器等(以下ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等を含みます)を、原状に戻す(原状に戻されたデータ通信機器等を、以下「返還機器」といいます)等の返品条件に従い、当社の指定する期日(以下「返還期日」といいます)までに、当社が指定する場所(以下「返還場所」といいます)へ返還するものとします。その返還に要する費用は、当該会員の負担とします。</p>	<p>(追加)</p>	<p>第7条第2項</p> <p>個人会員は、前項により機器売買契約が解除された場合、当社が引き渡したデータ通信機器等(以下ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等を含みます)を、原状に戻す(原状に戻されたデータ通信機器等を、以下「返還機器」といいます)の返品条件に従い、当社の指定する期日(以下「返還期日」といいます)までに、当社が指定する場所(以下「返還場所」といいます)へ返還するものとします。その返還に要する費用は、当該会員の負担とします。</p>